

【足立区労働報酬審議会】会議録

会 議 名	令和4年度 第2回 足立区労働報酬審議会		
事 務 局	総務部 契約課		
開催年月日	令和4年12月14日(水)		
開催時間	午前10時00分 ~ 午前11時45分		
開催場所	足立区役所11階 契約課入札室		
出席者	渡部 典子 会長	小倉 絵里 副会長	田中 克己 委員
	設楽 潔 委員	村上 友一 委員	早川 勝久 委員
欠席者	なし		
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>議案第1号 令和3年度公契約条例適用契約に関する労務台帳について</p> <p>議案第2号 令和4年度公契約条例適用契約について</p> <p>議案第3号 令和5年度労働報酬下限額(案)について</p> <p>議案第4号 令和5年度労働報酬下限額の答申(案)について</p> <p>3 報告事項</p> <p>公契約アンケートの実施状況について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>		
資料			
その他			

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

2 議事

◆会議の公開について

○渡部会長

審議会は公開としていますが、非公開情報とされているものに関する質疑があった場合には審議会を一旦中断し、議事を非公開としたいと考えますがいかがでしょうか。

ー全委員了承ー

◆議案第1号 令和3年度公契約条例適用契約に関する労務台帳について

【契約課長が議案について説明】

○早川委員

席上配付資料の最後の頁、従事者の職種別割合があります。普通作業員の割合が大きいものがありますが、何か理由があるのか教えてください。

○契約課長

確認し報告させていただきます。

◆議案第2号 令和4年度公契約条例適用契約について

【契約課長が議案について説明】

ー質疑なしー

◆議案第3号 令和5年度労働報酬下限額(案)について

【契約課長が議案について説明】

○早川委員

熟練工の90%というところですが、労働側からすると見直していただきたいという要望があります。公契約条例ができて10年くらいが経ちます。当初に90%とした背景には、平均的な落札率があったと思います。今の落札率を見ると、平均的には95%くらいでしょうか。

○契約課長

11頁で示させていただいてます。令和4年度の上半期では92.39%です。

○早川委員

落札率を勘案すれば、ある程度は引き上げていいのではないのでしょうか。他の自治体、川崎市のように、この部分の見直しの議論が進んで、90%ではなく、91%、92%と引き上げられているところもあるので、この見直しを検討していただきたいと思います。

また、未熟練の方ですが、現在の未熟練は時給で1365円、1日8時間で日給換算すると10920円、1万1千円を割り込んでいる状況が続いています。10年前にこの下限額を決めた背景として、当時の日当が8千円であり、それを前提に算出されました。建設求人雑誌パワーワークの見習い新人区分の募集単価は、2022年7月から9月では、11945円と1万2千円くらいになっています。さらに、10月14日建設工業新聞の記事ですが、各業界団体が最低年収の目安を公表したというものです。レベル1から4とありまして、これは建設キャリアアップの技能評価の区分けとなっております。レベル4が登録基幹技能者ということで一番技術を持っている方、レベル1が見習いや新人の区分の方です。レベル1を見ると、最低年収の目安が杭工であれば356万円、左官が278万円、この目安の年収がなければ、生活して

いけない、人が入ってこないという年収ベースを示しているものということです。この年収ベースを年240日稼働で日給換算すると、平均で1万3千円から1万4千円くらいになります。こうした年収の目安が示され、パワーワークでも職人を募集するときに1万2千円近くになっています。そうであれば、未熟練の労働報酬下限額も見直していいのではないのでしょうか。実態がこのように数値で示されているのであれば、引き上げて、若者が入りやすい建設業界に、希望が持てる建設業界にしていくことが、我々審議会メンバーの責務であると考えておりますので、是非、議論していただきたいということです。

○田中委員

最初の落札率の話ですけれども、現在こういう数字になっているということがあって、それをあてはめて金額を算出するということがありますが、足立区が10月から契約制度を大きく変えて、来年6月から区内の支店業者も入札に参加できる状況になると、何が起きるのか。我々が考えているのは、競争が激しくなる、そうすると多分、落札率も下がるだろうということです。下がるのが予想される中で上げていくというのは、事業者側にとって厳しいです。足立区の説明は、この入札制度を3年間運用して、その結果を見て変更するということです。落札率からだけで90%というわけではないと思いますが、早川委員のおっしゃるようなことだとしても、3年は様子を見ていただいて、その上で落札率を見定めていかなければ、事業者にとって大変なことになるのではないかと懸念があります。

○早川委員

私もそれは考えていました。区内支店業者

が加わって落札率は下がるかもしれないと。しかし、公契約条例という担保があり、労働者の賃金を確保するには、ある程度の入札金額でなければならず、そこまでの低入札は起こり得るのかと思っています。

○田中委員

その様子を見るべきだということです。予測でしかないのですが、いい方に向いてないことははっきりしています。

○早川委員

いい方にとは。

○田中委員

競争性が高くなることは間違いがなく、そこに向けて、今までこうだったから上げましょうというのは、違うのではないかという思いはあります。

二つ目の募集金額と下限額の差というのは、あくまで募集金額であって、設定するのは最低額なので、そこに差があるのは当然という考え方があって然るべきだと思います。

○早川委員

足立区の工事に従事する人が最低賃金近くで働いていて、今後、建設業者に就職したいという若者が出てくるのか、疑問に思っています。

○田中委員

最低賃金で働いているわけではないですよ。その辺のことについては、おそらくアンケートの結果が役に立っていくのではないかと思います。それを見て議論していくべきだと思います。

○設楽委員

設計労務単価の90%ですが、この90%が独り歩きしていて、その率で入札するようなことが行われているような感じがします。なぜ設計労務単価の額ではいけないのか、疑問に思っています。建設業と他業種の労働分配率の違いがわかる資料があればいいと思います。

○早川委員

今の建設業界は、従事者数が激減しているではないですか。ピークは1997年くらいで680万人近い従事者がいました。それで処遇が悪い、働いていても技能に見合った賃金がもらえないということで、右肩下がりに減り、現在では490万人前後となっています。そういうことで喫緊の課題として、若年層が入職しやすいような業界にしなければならないということが叫ばれています。その中で、未熟練の下限額をこういう形で設定してしまうと、果たして若年層の入職者が来るのかどうか。本気で入職者を迎えられるような土台を、我々が作っていけているのかどうかということもありますので、ここは一気に引き上げて、若年層が入りやすい、建設業が希望が持てる業界になるように、我々が推進していかなければならないと思います。

○渡部会長

まずは来年どうするかということですよ
ね。

○早川委員

未熟練については、2年近く変わらないことになります。3年前の募集単価と比べても相当に金額が変わっているので、ある程度は引き上げていいのではないかという思いがあります。

設計労務単価の51職種の中に軽作業員という区分があります。軽作業員の区分の設計労務単価は15600円です。これを時給換算すると1950円、約2千円です。国交省が軽作業員の仕事をどう定義しているかという、いい表現ではありませんが、草むしりとか散水とか後片付けとかで、そういった仕事に従事する人が軽作業員と位置付けています。その軽作業員の時給が約2千円ということです。国交省も軽作業員は1950円、最低ラインだと設計労務単価で示しています。足立区では、軽作業員と未熟練と別に設定しています。議論はあると思いますが、私の中では軽作業員イコール未熟練という認識があります。国交省は1950円と示していて、足立区では未熟練ということで1365円、600円近い差が出てしまっています。この時給をぐっと引き上げていかないと、本当に若い人が入ってきません。事業者側の委員はわかると思いますが、30年くらい前は若い人がたくさん現場にいたと思います。私も現場にたまに行きますが、今の現場は若い人が本当に少なくなっています。6、70代の人が多くなっています。データでは4分の1が60代以上だと言われています。この60代以上の人は10年後には、ほとんどがなくなります。28%の技能者がいなくなってしまう。若い人を入職させないと、本当に建設業界の将来が危ぶまれるということになります。若年労働者が入ってこない理由が、長時間労働と低賃金だということは明らかになっています。だからこそ、労働報酬下限額は引き上げるべきだと、私は考えています。

○渡部会長

金額としては上がってきていると思いますが、算定の数式を変えるべきだとおっしゃっ

ているんですよ。

○契約課長

早川委員がおっしゃっているのは、9頁の表の軽作業員で言うと、令和5年度と4年度の差ですよ。これは0円です。国が示している単価は上がっておらず、そのため70%というところを変えない限り上げようがないので、70%というのはいかがなのかというところですよ。

○小倉副会長

先ほどの話で、90%、91%、92%ということでしたけれども、1%アップのインパクトがどれくらいあるのかとは思いますが、少しでも上げたいというところはありません。早川委員からお話のあった高齢者が増えているということが建設現場では顕著に出ていると思いますが、60歳以上の方が4分の1になりつつあるというのは、これは日本全体で、どの業種においても起きていることです。どの業界においても競争になっていて、建設の方でも人がほしいのに、もう少し楽な方へということで違う業種に人が流れてしまう。全体の若年の層があまりにも薄くて、そのパイの取り合いになってきており、大きく影響が出てくることは理解しているところです。もう一つ、最低賃金を引き上げていこうという今の社会情勢の中で、全く上がってこないとなると、現場で働いていて、どうなのだろうと思ってしまうというところは十分に理解できると思います。また、長時間労働の問題も抱き合わせであり、建設業においても2024年から時間外労働の上限が決まってくるので、働ける時間数も減らされてくるということで、労働基準法の見直しも既に決まっているということを考えると、働ける労働時間も減ってきます。その中で、事業者と

しては働ける時間が減るのに時間単価を上げないと給与を増やしてあげられないという矛盾も抱えることになり、トータルでということになるのかと思います。働ける時間も短くなるし、時間単価も上げなければいけないし、資材価格も高騰している。いろいろなことを総合的に考えなければいけないということではあると思います。早川委員のおっしゃるとおりの事態に陥ってるという感じではありませんし、未来を背負っていくのを、外国人にお願いしなければならないという事態に陥りつつあるということは、理解できる場所ですので、少しは上げていきたい。本当は大幅に上げられたら未来に希望を与えられるところではありますが、現状はやはり、資材の高騰もあり、あまり時間内でできなくなることから工期が延びて総額にもかかってくるということも考えると、3年くらいの間は、少しは上げて人が離れていくのを抑えたいですし、何か策は練りたいというところです。すぐに大きく上げることができないのであれば、少し上げることを検討してはいかがでしょうか。90%ではなく、91%、92%、あるいは70%ではなく、71%、72%というところを。そんなのではというところかもしれないですが、少しでも変えていこうというところで、それを突破口にできたらという思いはあります。95%まで上げるということは、難しいだろうという現状の認識はありますが、1%、2%でも進められるところは進められてはどうでしょうか。

○早川委員

資料に近隣自治体状況があります。インパクトということで、引き上げてかどうかはわかりませんが、国分寺市や日野市、千代田区は未熟練の下限額を設定していません。やれている自治体があるということです。です

ので、若い方にインパクトのある数字を示すのであれば、1%、2%ではなく、国分寺市や日野市、お隣の草加市も70%という料率でなく、熟練労働者の区分でやっておりますので、できればこういったインパクトのある数字を示して、我々が若年労働者のために賃金整備や処遇を考えているということを、足立区から発信すべきと考えています。

○渡部会長

インパクトのある数字をとというご意見がありますが、田中委員のご意見はいかがですか。

○田中委員

インパクトというのが、どこに対してなのかよくわかりません。働く方に向けて我々がこうしているということが発信されて、それが働きやすくなっていくということとリンクすると思っております。そうしたいという思いを発信することにはなるかもしれませんが、それがそのまま繋がっていくかということは別のものと思います。

○早川委員

私はそうは思いません。

○田中委員

私はそう思わないだけということです。

実際に数字をどうするかということについてですが、90%については、3年は様子を見たい。70%に関しては、71%、72%と、少しでも上げることはあってもいいのかなと思います。

○早川委員

国交省は軽作業員の時給を1950円と示しておりますが、現状は1365円、600

円の差を少しでも埋めていきたいということはありません。

○田中委員

この軽作業員の70%とする自治体は、横並びで結構ありますが、どこから出たのでしょうか。

○早川委員

それは10年前に皆さんが議論した中で、当時の募集単価から……

○田中委員

足立区から発信され、それに他の自治体が倣ったと。

○早川委員

その前に、先行していた自治体がありましたので、それを参考にしたという話は聞いていますが、未熟練についてもそうなのかは定かではありません。

○田中委員

他の自治体を見ると、結構、横並びですよ。条例の施行はこの式を使っているところでは足立区が早いですね。足立区が変わると他も変わりそうですね。インパクトになりますね。

○早川委員

一番インパクトがあるのは、国分寺市や日野市、千代田区方式だと思います。

○田中委員

こちらは考え方の転換ですね。千代田区で公契約条例適用工事を請け負っているのは、スーパーで中小企業ではないのではないのでしょうか。

○早川委員

田中委員から72%であればとありましたので……

○田中委員

71、2と言った気がします。

○契約課長

71ですと20円弱の増となります。

○田中委員

71だと日給で1万1千円を超えるんですね。ここは数字が動いたということでしょうか。

○小倉副会長

膠着させるのはどうかということです。何か一步は踏み出したい、けれども事業者として無理ということだと選択の幅は狭められてしまいます。しかし、今のままでいいという状況ではないことは、皆わかっているところなので、何か、1%でも2%でも進めたいというところでは。

○渡部会長

1%上げて1万1千円を超えたいというところでいかがでしょうか。

○田中委員

動いたということで。

○早川委員

これからも審議は継続していくということをお願いします。

○小倉副会長

今の世の中の現状からすると、一遍には厳

しいということは理解ができます。しかし、皆に向けてやっていかなければいけないというところは理解ができるので、どこかバランスが取れるところだという思いはあります。

○渡部会長

90%の方はどうでしょうか。

○田中委員

各自自治体を並べたときに、90%はそのままだとしても、小倉副会長のおっしゃるような形で足立区が少し上がったということはおわかりですね。

○小倉副会長

一足飛びにというのは難しく情勢を見ながら進めることになると思います。世の中の動向も変わっていく時期だと思います。

○契約課長

それでは、熟練労働者については設計労務単価の90%とする、熟練労働者以外については70%ではなく71%とするべきという、審議会の結論をいただきました。ありがとうございます。

○渡部会長

次は業務委託についてです。これは、途中で最賃が変わるのをどうするか……

○契約課長

それを踏まえて検討しなければというところだと思います。予測になりますが来年の10月には1103円と、かなり高い額になると見込まれています。考え方としては、年度を通して同じ金額でいくべきものなのか、10月に変えるということ踏まえるのかということが最初なのかなという気がします。因み

に、区外の指定管理施設においては途中で変える設定としております。また、他の自治体のいくつかでは、途中で変わるという設定はありました。

○村上委員

前回の審議会で、私の方から意見書を出させていただいています。本日の資料で五つの算定方法の案が示されています。その中で、年度途中で最賃割れになってしまう、①案（従来方式、会計年度任用職員給与勘案 1,094円）と⑤案（区業務職員初任給勘案 1,095円）は思わしくないと思います。私は江戸川区の委員もしております。先日、審議会がありました。江戸川区でも意見書を出させていただき、江戸川区では1080円だったのを1120円とするというのが、審議会の結論になりました。中身としては、会計年度任用職員給与勘案だったものを、高卒初任給勘案にするというものです。また、新宿区でも決まりました。1202円ということです。今後も各自治体で決まっていけますが、江戸川区と中野区で、会計年度職員給与ではなく高卒初任給でやってはどうかとお話をさせていただいて、それで決定されておりますので、④案（区事務職員高卒初任給勘案 1,130円）でお願いしたいと思います。

○田中委員

高卒初任給と同じにするというのは、探したら高卒初任給が丁度いいということですか。

○村上委員

良質な公共サービスを確保する上では、会計年度任用職員より高卒初任給にした方がいいのではないかとということで、各区ではお話

をさせていただき、決定をしているということですので。

○田中委員

高卒初任給とする理由は、少し高くて丁度いいところを探したら、そこだったという感じではないですか。数字的には近いのかもしれませんが、考え方として合致するのかなと思います。

委託業務の事業者に行った話ですが、足立区がこの制度をとっていることで総事業費が上がり、それで何が起こったかということ、大手が入ってきて区内事業者がとれない状況が起きているのだそうです。できれば上げてほしくない。上げることにより委託全体の予算が上がることになっていて、足立区はいいからと、どんどん入ってきてしまう。工事と同じに、区外に広がっていき、区内本店事業者が困っている現実があるそうです。

委託の場合は、支払われる額とイコールになっているんですね。工事の場合とは違って、給料そのものを我々が決めなければいけないようなことになっていますよね。さらに慎重にしなければいけないだろうと思います。

江戸川区の方が少し低いということですが、10円違うのは。

○村上委員

江戸川区では祝日も含めて計算していません。祝日を除くと確か1160円くらいで、いきなりではきつすぎるので、祝日は除いてということになりました。

○早川委員

示された案の中で一番高いのが1130円です。率直な感想としては、社会的に見て低い金額だなということです。行政に関わる仕

事というのは、それなりに責任が付いてくると思います。そういった責任のある仕事の中で、こういう1100円前後の議論でいいのかというのが率直な感想です。ネットなどで事務系の募集はどれくらいなのか調べてみて、私の肌感で言うと、これでは低すぎると思います。自治体がそういう低いところに貼り付いていていいのかという思いがあります。小倉副会長は、いろんな人の給料を見ていて認識していると思いますが、率直に安いと感じているのではないのでしょうか。この安いところで議論するということがどうなのか。しかし、田中委員のおっしゃるように、事業者のこともありますので、その辺は考えていかなければならないと思います。そうしたことを考えると、④案で決定していただきたいと思います。希望は1200円以上ですが、いろいろ事情があるということであれば、④案で皆さんの合意が得られればと思います。

○田中委員

なぜ①案は上がらないのでしょうか。何故だと思いますね。

○工事契約係長

年度違いが大きなものだと思います。委託に関しても、工事に関しても、足立区の労働報酬下限額については、現状は令和4年度のものを参考にしております。令和5年度に関しましては、人勸で会計年度の部分についても引き上げとなっているところです。ですので次年度は上がるというところではありますが、従来方式で令和4年度のものを使うことになるとうがらないということになります。

○契約課長

数字が一年遅れなんですね。会計年度任用

職員も来年度は上がるはずなんですけど、この審議会に反映させるとなると、来年度ということになります。

○小倉副会長

早川委員がおっしゃるとおりで、私の心象としては、世間相場から単純に単価として低いなということはあるんですが、役所の方の単価の算定の仕方が、民間企業の動向を受けて、その後はどうするのかという検討の仕方になってくるので、いわゆる一般企業のアップよりも後からということになっています。上がるのが後からとなっていますので、今後に上がってくるのだと思います。皆さんの賃金と同じようには上がっていかない。となると、早川委員のおっしゃるとおり、そのベースを使ってやっていくのが正しいのかどうかというところが一つあります。1200円にした方がいいと飛び級のようにいきたいところでもあるんですが、世間相場からすると低めだということは大いに考えなければいけない論点だと言いつつも、いきなりそのように上げていくということは、事業者サイドにとって大変になってくることを思うと、④案あたりの金額でしょうか。来年おそらく31円上がってくるであろう最賃を踏まえると、上げ幅を上げていかないと、最賃が上がったので上げます、最賃が上がったので上げますという議論をずっとしなければならなくなります。そうではないのではないかと。最低賃金を皆さんで守っていきましょうという議論ではないような気がしていますので、31円の上り幅では追い付かないという心象があります。確かにダイレクトに給与にはね返ってしまうんだというところを思うと、④案あたりの金額になるのですが、最賃の上り幅を想定すると、④案がギリギリかなという心象ではあります。

それがこの数字ということですね。

○田中委員

委員のお話ですと、④案も遅れて上がってくるのではないですか。

○小倉副会長

そうです。この時点で、本当は先読みをして上げるのが、世間相場に合わせられることにはなりますが、これを一気に上げていくとなると、運営側の大変さがあり、他の部分を削られてしまう危惧があります。同じ運営の中で、給与の部分を引き上げるのであれば、例えば設備関係は少しやめましょうというようにはね返ってきてしまいます。一気に上げても働きやすさに繋がらないということにはしたくないというところで、確かに遅れてということではありますが、バランスをとりたいと思います。

○田中委員

③案（民間賃金平均額とする方式 1, 1 1 1 円 + α ）はどういうものですか。民間賃金平均額というのは、何の平均ですか。これは逆に先に上がっていくということですか。

○早川委員

ハローワーク足立と書いてありますね。

○田中委員

説明がありました。採用時時給ですか。

○小倉副会長

採用時の時給として、おそらく最初は最低賃金でスタートする方は多いと思います。実際には最低賃金ではなかなか集まらないので、少しプラスして……

○田中委員

○小倉副会長

はい。実際に試用期間が明けた後、上げていきたいと思います。採用時を使っていいのかということはあると思います。

○田中委員

そういう意味ですね。採用時だから低いのですね。

○小倉副会長

現状、最低賃金で募集をかけると人が来ないということにはなっていますね。しかし、会社に合うかどうかわからないので、採用時は限りなく最低賃金に近くでということですね。

○渡部会長

④案という意見が多いようですが、事務局の方から何かありますか。

○契約課長

ご議論のとおりで③案については、リアルタイムではあるが、採用時賃金というところでトピック的な金額かなど、④案については、年度が遅れているというところはありませんが、この議論は来年以降の審議会でも同じ議論になると思います。そういった意味で、今回のご判断は、来年以降にも続く考え方になると感じたところです。審議会の方で④案ということであれば、こちらとしては受けさせていただきます。

○小倉副会長

④案ですと上げ幅が36円です。31円ずつだと、おそらく最低賃金を追いかけるよう

な上げ幅になってしまうので、少し追い付かない感じがします。

○契約課長

この判断については、7頁の最賃割れにならないようにする対応ということで、年度途中10月で階段を設けますかという選択肢もお示しましたが、これは年度当初から、この考え方ということでよろしいですね。それでは年度を通して④案ということで審議会でご判断をいただいたということでいかがでしょうか。

一全委員了承一

○契約課長

業務委託の下限額をお決めいただいたのを受けて、指定管理協定になります。区内施設では、業務委託の金額と同額、保育士については100円加算した額というのがこれまでと同様の算定です。区外施設ですが、日光918円、鋸南984円という案をお示しています。この案で行くのか、最賃の上り幅を考慮してそれを超える増額とするのか、判断になるのかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○村上委員

江戸川でも申し上げたのですが、区外施設については東京とあまりにも差があり過ぎるので、そこを考えてくださいということで。区内は上がったのに、こちらは上がらないのかということもあると思います。

○小倉副会長

区内施設と同様の上げ幅がないと、単に最賃の額が書いてあるだけということになってしまいます。上げ幅を大きくすること

はどうでしょうか。

○田中委員

いいと思います。区内と同じように上げることには異論はありません。区内で上がった分だけ区外も上げると決めてしまってもいいかもしれないですね。

○早川委員

私も田中委員と同じ意見です。

○小倉副会長

上げ幅が大きめですがいいのではないかと。いうところです。東京都内よりは求人的に厳しいエリアと思いますので、少しでも高めの方が来てもらいやすいところもあると思います。令和5年10月の最賃改定後に最賃割れにならないようにする対応として、改定額がわかりませんので、但し書きは付けた方がいいと思います。

○契約課長

それでは、区内施設は、業務委託の金額と同額、保育士については100円加算した額、区外施設は、業務委託と同額の上げ幅とし、令和5年10月最賃改定後の但し書きも付けるというご判断でよろしいでしょうか。

一全委員了承一

◆議案第4号 令和5年度労働報酬下限額の答申(案)について

○契約課長

区長への答申ですが、こちらの文言については、ただいまの審議内容を踏まえてお示した答申案を修正させていただき、各委員確認の上で区長へ答申ということにさせていただきたいと思います。

○早川委員

答申の付帯意見についてですが、労働側がかねてから申し上げている適用範囲の問題、この見直しについて、是非とも議論していただきたいということです。公契約条例は他自治体でも制定されてきて、適用範囲を見ると足立区は高いんですね。賃金条項ありが26自治体ある中で、足立区は上から2番目です。この点を検討していただきたいと思います。また、使用者側が再三言われている労務台帳の事務費の問題、公契約条例ができている自治体で、令和型と平成型というのがあります。平成型には賃金台帳の提出を求めるところが多かった。令和型になって賃金台帳が、作成する事業者負担が大きいだろうということで、労働者チェックシートに切り替わっています。私も労務台帳を作成するのは大変だろうなと思いますし、作成しても労働報酬下限額以上の賃金しか出てこないの、作成する意味がどこにあるのだろうと思っています。労働者チェックシートはどんなものかということで、世田谷区のものを見てください。（世田谷区チェックシートを席上配付）提出するのはこれだけなんです。

○田中委員

1事業者が1件の公契約条例適用工事に対して提出する書類は、この1枚だけということですね。適用範囲と併せて事務負担、足立区の仕組みの見直しを検討していただくということだと思います。今のままで適用範囲を広げるということではなく、このこととセットで検討いただくということだと思います。

○早川委員

適用範囲の拡大と同時に、こちらも導入していかないと、事業者の負担ばかりが大き

なって大変だということで、この導入も併せて検討していただきたいということです。今までに我々が申し上げているのは、1億8千万円から事後公表案件となる1億円にということでした。この1億円が見直されて6千万円に引き下がると聞いていますので、それに連動して公契約条例の適用範囲も同じ6千万円ということでなければ、労働者がもらえる賃金に影響が出る可能性もありますので、是非とも議論していただきたいということです。付帯意見のところに今後、議論を進めていくということ、文言として追加していただきたいという要望です。

○田中委員

進めていくではなく、我々は検討できないので、進めていただきたいではないでしょうか。

○契約課長

その議論をするのは、公契約等審議会になりますが、労働報酬審議会の方からそういうご意見があるということは承っておりますし、現在アンケートを実施していますが、適用範囲の話や労務台帳提出の仕組みについては、アンケートをやるだけではなく、併せて当然に検討すべき事項だと思っています。その中でチェックシートですが、確かに見た目は簡単ですが、前提としては台帳的なものが整えられた上でこれが作られているはずなので、その辺をどう担保するのかだと思います。実質的にどう担保できるのかが重要な話なので、チェックシートの裏にあるもの、それをどう確認しているのかを含めて考えていかなければいけないと思っています。このまま1億8千万円でいくとは考えておりませんし、アンケートの結果に基づいて検討しなければならないとも思っております。

○小倉副会長

世田谷区のチェックシートを見ましたが、ほとんど労務管理チェックが主で、就業規則があるか、時間外労働手当を払っているかなど、こういったことについて足立区では、指定管理や業務委託の事業者に、労働条件審査と言ってもっと厳しいチェックを私どもの方でかけさせていただいています。足立区の方でも同じようなことをもっと厳しくやっていますので、もし労務台帳の替わりということであれば、このチェックシートにとらわれなくてもいいのかなと感じました。

○渡部会長

答申書案については、作成していただきメール等でやりとりするということがよろしいですね。

ー全委員了承ー

3 報告事項

◆公契約条例アンケートの実施状況について

○契約課長

12月13日、昨日現在の実施状況についてです。なかなか回答数が低いところがあります。11月30日までの予定でしたが、こういう状況ですので今月いっぱい期間を延長して回答をお願いしているところです。今回は労働者からの回答について、各個人からの直接回答という形をお願いをしています。前回は事業者に取りまとめでいただいたの回答でしたので、それに比べ、懸念される回答内容に対する事業者の影響等がなくなった代わりに、取りまとめの部分が薄れてしまったのかなと。あるいは各個人の公契約条例に対する認識が、あるかないかということが如実に表れているのかなと推測をしています。結

論ということではありませんが。いずれにしても、これをまとめて先に繋げていく、特に事業者用の設問の中には、公契約条例を適用していく中で負担に感じているところ等についてもご意見をお願いしておりますし、今後検討していきたいと思います。結果については審議会の委員の皆様にもお伝えしていきたいと思っております。

○早川委員

工事部門の労働者で、回答が670人のところ119人です。約120人のうち8、9割は労働報酬下限額以上はもらっているのでしょうか。

○工事契約制度改善担当係長

そこはまだ出ていませんが、もらってないという回答はそれほど多くはなかったと思います。

○田中委員

アンケートそのものは、我々は見せていただくことは可能なのでしょうか。

○契約課長

おそらく個人情報には載っていないし、審議に必要ということであれば、お見せすることは可能だと思いますが、確認させてください。そういうことを回答者にお知らせしていないということは引っかかっています。

○早川委員

回収率が悪いなと思っています。はたして120件程度で全体的なことが見れるのか疑問に思うところです。審議会のメンバーが現場に直接出向いて、所長とお話をしたり、若い方と会話をしたりして、公契約条例を進めていくにあたってどこが課題なのか、労務台

帳作成の苦勞など、我々に見えないことなどもわかると思います。労働者とお話をすれば、いくらくらいで働いているのかというリアルなお話も聞けるとと思います。併せて公契約条例の啓もうにも繋がると思いますので、日野市と世田谷区では、年2回程度、行って話をしていると聞いていますので、その辺を進めていただきたいという要望です。よろしくお願いいたします。

○渡部会長

最初の質問に対する回答はいかがですか。

○工事契約係長

確認をしました。工事の内容によっても変わってくる、配管工がやらなければならない仕事は配管工がやるのですが、工程によって普通作業員で対応する部分もあったと推察されるとのことでした。

○早川委員

良質な建物を提供するというのを考えると、きちんとした技能士にやってほしいと思います。出来栄も違ってきますから、どうなんだろうという感想はあります。少なくとも、こうした設備のような技能を要するようなどころについては、きちんと該当する技能士をつけていただきたいと思います。

○田中委員

区側の予算がどうなっているのかを見るだけでも違うと思います。しかし、そこが見えないじゃないですか。実際に、そういう作業の内容なのかもしれませんし、そこがわからないようになっています。オープンにさせていただくとわかるのかもしれません。

4 その他

○渡部会長

事務局から連絡事項があればお願いします。

【契約課長が次回日程については、改めて調整させていただくことを説明】

○渡部会長

これを持ちまして、令和4年度第2回労働報酬審議会を閉会させていただきます。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。